

# “農と食” 北の大地から

連載第27回

## 遺伝子組み換え作物で 問われる「農と食」のいま (その3)

ルポライター  
滝川 康治



# 「食の条例」で栽培規制を明記へ GM大豆の本格生産計画も浮上

試験研究機関などによる栽培試験の「実施条件」を審議する道の検討会。試験実施には知事の許可が必要」とする条件などをめぐり議論が進んでいる。  
(8月17日、かでの2・7で)

性は、法的な裏付けのない「指針」によって九六年に確認済み。法整備がなされたのは三年前なので、九八、九九年といえは、ゆるやかな「指針」の下で完全性の審査が進められる一方、GM食品の表示義務をめぐる議論が盛んに行なわれていた時期である。

いま、日本モンサントのホームページ(www.monsanto.co.jp)には、茨城県内にある同社の隔離ほ場で実施中の、このGM大豆による「雑草防除効果

と収量、交雑に関する栽培実験の様子を紹介されている。日本国内でこの種の試験は緒についた段階のようだが、長沼では六年も前に大規模な商業栽培が行なわれていた。

## 長沼町での商業栽培を 国や道は把握できず…

これは、独占的なGM開発をもくろむアメリカ企業が、北海道の大地をG

遺伝子組み換え(GM)作物の栽培規制を明記することになって  
いる、来春に制定予定の「食の安心・安全条例(仮称)」に向けた  
作業が本格化してきた。意見交換会が開かれ、研究機関などが  
行なう開放系での栽培試験の実施条件をめぐる検討会も進行  
中。その一方で、長沼町の大規模農場で過去にGM大豆の商業  
栽培が行なわれ、来年には再開する計画があることが明るみに  
なった。そんなGM作物をめぐる現在をレポートする。

## モンサントが北海道を GM大豆の「試験場」に

「空知管内長沼町の畑作農家が来年から遺伝子組み換え(GM)大豆の本格栽培へ」と十月一日付け「毎日新聞」がスクープ、「食の安心・安全条例(仮称)のなかで栽培規制を明文化しようとしてきた道や、GM作物・食品問題の行方を注視する道民の間に大きな波紋を広げている。

同紙の記事(別項を参照)を読んでわたしが最も驚いたのは、この農家が過去二年間、98、99年にわたり四・六ヘクタールの大面積でGM大豆を栽培した、との下りだった。

長沼町の農家によるGM大豆の栽培を報じた「毎日新聞」の記事(10月1日付)。地元農協は栽培計画の中止を要請しているが、農場主は応じていない。

## 遺伝子組み換え大豆 長沼の農家本格栽培へ

アサッテ君 東海林たけお

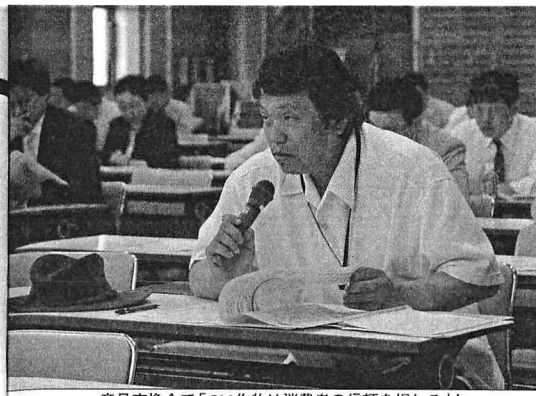
長沼町の農家によるGM大豆の栽培を報じた「毎日新聞」の記事(10月1日付)。地元農協は栽培計画の中止を要請しているが、農場主は応じていない。

M作物の本格的な栽培試験場にしたことを物語っているのではないかと。北海道では、今年三月にGM作物の「栽培中止」を求めるガイドラインが策定され、来春に制定予定の「食の条例」でも栽培規制が明文化される(本誌5、6月号参照)。GM技術促進団体のアンケート調査で八割近い人がGM食品を食べることへの不安を「感じる」、道消費者モニターの調査でも遺伝子組み換えの表示があった場合は六割が

できなかった」というのでは、なにもええ条例などの論議をしているのか分らないか。

### 「食の条例」で意見交換 賛否双方の応酬場面も

この七月、「食の条例」に向けた道主催の意見交換会が道内七カ所で開催され、GM作物に対する意見が相次いだ。栽培規制について条例案の骨子では、「消費者や生産者の理解が得られなければ、屋外での栽培を行なわせないと基本認識のもとに、栽培の実施条件



意見交換会で「GM作物は消費者の信頼を損ねる」と話す道北の農家(7月13日、上川支庁で)

など必要な事項を規定します」としている。屋外栽培は「行なわせない」が基本だが、「実施条件」によっては認めることがありうる」とする両にらみのスタンスである。

七月十二日の網走会場。「消費者や生産者の理解が得られなければ」との文言に対して、消費者団体の代表が、「道の基本姿勢が不明確であり、削除してほしい。GM作物の花粉の飛散による生態系への影響や、食品としての安全性に多くの疑問点がある。鹿島港周辺で荷揚げ作業中に風に飛ばされたGM西洋ナタネが生育しているとの報道があったが、不安だ」と注文をつけた。GM作物に批判的な男性は、大量に輸入される大豆や飼料用トウモロコシなどに占めるGM比率が高まっていることに對し、「すでに入っているものをどう止めるのか。どう国産のもので代用していくかを考えることが重要だ」と指摘した。

二年前、北見市内で「バイオ作物懇話会」の農家会員が少面積でGM大豆の作付け運動を展開した土地柄とあって、推進団体の人たちの姿も目立った。「道」として除草剤耐性に続く段階の研究

究を一切放棄するのでは、生産者にとっても大きな損失。GMは新しい科学技術であり、試験研究はしっかりと行なうべきだ」という農家の意見を受ける形で、札幌の推進団体の代表者が「ナタネの話は、こぼれたのが問題ではなく、害があるかどうか問題。GM作物は農家を実際に栽培して良いかどうか分かるものだ」と繰り返し発言。会場が騒然となる場面もあったという。

札幌会場でも賛否両論が交わされた。「GM作物の輸送・保管時のトラブルについて規定がない」「罰則規定を設けるなど、確固たる信念を持って条例制定を」と求める反対側に対して、推進側は「消費者が不安に思っていること以外に栽培を規制しなければならぬ根拠を聞きたい」「交雑はGMに限ったことではない」「西洋ナタネが自生することが危険というが、作物が自生できるのは天国で、不安に思うことが不思議」などと反論した。

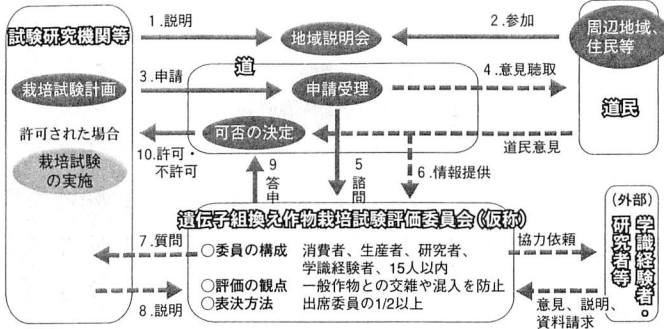
一部会場を除いてGM作物に対する慎重意見が相次ぎ、長期的なデータが不足していることや情報公開の大切さを指摘する声もあった。数会場を渡り

歩いて推進意見を述べた人もいたが、これはやりすぎというものだろう。

### 「実施条件」の検討進む 研究機関を特別扱い

道が策定した「ガイドライン」では、①開放系での栽培計画を把握した場

### ■試験研究機関等が実施する栽培試験の流れ



### ■現時点でGM作物の栽培試験が想定される機関

Table listing institutions for GM cultivation trials, including universities like Hokkaido University and various research centers.

合、栽培を中止するよう要請する ②要請にかかわらず栽培しようとする者に対し、周辺の一一般作物との交雑防止措置を求める ③未把握の栽培が判明した場合も、栽培中止と処分を求める

産業の振興を重視する経済部との間に不協和音があつたり、一部の研究者やバイオ・経済団体からの見直し要請を受ける形で、「遺伝子組み換えなどバイオテクノロジーの研究開発は、将来的な本道の産業振興に有用」との一文が途中からガイドラインに加えられるなど、不透明な動きがあつた。

その結果、「栽培中止」を求めるガイドラインにもかかわらず、試験研究機関が行なう栽培試験は特別扱いにして、「その実施条件を別途検討することになつてしまった。こうした経過を踏まえて道が設置した実施条件をめぐる検討会(座長 松井博和北大大学院農学研究科教授・委員11人)は、すでに二回開かれて(次回は10月18日に開催予定)。

### 知事による「許可」必要 評価委に民意の反映を

道がまとめた実施条件「アウトライン」は別項の図のようになっている。適用される「試験研究機関」などは、現時点で大学や独立行政法人など九つ(二覽を参照)を想定しているが、実際に最も多く試験を行なうのはGMイネで論議を呼んだ北農研である。これらの機関などが開放系での栽培試験を行なおうとするときは、あらかじめ知事の許可を得なければならぬ独自のシステムを採用し、地域説明会

## 帯広建設業協会

会長 萩原 利文
副会長 宮坂 寿一
事務局長 三佐川 剛一

帯広市西7条南6丁目 ☎(0155)24-5309

の開催をはじめ、一般の作物との交雑・混入を防止する観点から「遺伝子組み換え作物栽培試験評価委員会(仮称)」に試験の妥当性を諮問する——などを義務づけたことが目をひく。

「許可制」なので、試験を認めるかどうかの決定権は知事にあるが、評価委員の答申は尊重しなければならぬ。が、「十五人以上」とされる委員の構成いかんでは、評価の結果は大きく変わらう。今回の検討会のような試験研究サイドに偏重した人選では、民意が反映できなくなってしまう。誰のための試験研究なのかを見すえた委員構成の中身が問われている。

また道の案では、過半数の委員の出席で評価委が成立し、うち半数以上の意思で議事を決めることができる。つまり、十五人のうち五人の賛成で「試験は妥当」とする答申も可能なわけで、検討会の消費者委員からは「三分の二以上の表決にすべきだ」との強い要望が出されている。真つ当な要望である。

検討会はいま、「許可制」の扱いが最大の焦点になっている。



昨年の栽培試験では3種類のイネの生育や交雑状況などを調べた(北農研ホームページから)

国の栽培承認基準やGM食品の表示に対する根強い不信感があるなかでは、「国の安全性審査をパスしているから大丈夫」と言うだけでは道民の理解は得られない。例外措置として認めてしまった研究機関などでの栽培試験ではあるが、法律の不備を補う意味から、道条例には知事による「許可」を明記し、道民の信頼に添えていくことが道の責務というものだろう。

検討会では、「より安心感を得ていく意味で、知事の許可は当然必要になる」(石塚修・道有機農研事務局長と道案を支持する生産・消費者委員に対し、

「と真面目な表情で語った。この研究は、ここまでくると七、八年、今後三つの酵素で収量増を確認できたとしても同じくらい年数がかかる、ということも同様の長い話である。」

農家出身のわたしは、こうした試験研究が生産現場ですぐ役に立つものとは到底思えない。すでに北農研も取りこんでいる環境保全和農業の確立に向

けた試験を急いだり、GM技術を使わない品種改良にいつそ力を注ぐべきではないか——そんな提案をした。北農研が開発し、昨年登録された米の新品種「おぼろづき」のように食味の良い品種もあると聞く。生産者や消費者の多くは、GMイネを急いで開発することは望んでいないのだから、大胆な発想の転換が必要ではないか。

長沼町の西南農場によるGM大豆の栽培計画に対し、麻田信二副知事は「基本的にやめてほしい。経営者の良心に期待する」と述べ、推進側の経済人や研究者も困惑気味と報じられた。

十月一日には、地元JJAながめ農協(内田和幸組合長)と同農場の宮井能雅代表に計画の中止を要請したが、農場主は「安全性に問題はない」と栽培の意思を変えていない。同農場は「時間をかけて説得する」としており、道はガイドラインなどに基づいて中止要請をしていく方針。本格栽培の計画と規制システムづくりがせめぎ合う格好になるなかで、この問題の行方を目を離せない状況になってきた。

10月6日現在

これまでGM開発などバイオ産業を推進してきた委員からは、「許可制は理解できない。(知事に対する)届出の形で地元で十分周知を図らせたり、問題があれば道が指導するとかのやり方でも十分対応できるのではないか(下館繁良・科学技術総合振興センター常務理事)」

の遺伝子をかかって道内で栽培されたキタアケ(さらさら397の祖先種に組みこんだGMイネ二種類と通常のキタアケの計3種類)茨城県つくば市の(独)農業生物資源研究所が北農研に試験を委託したものだ。キタアケ発祥の地で生育状況を確かめるのが目的だったが、一連の経緯をみると、花粉の飛散による他品種への交雑に対する懸念などを訴える市民団体の中止要請を押し切つて田植えを行なうなど、北農研側の稚拙な対応が目立った。

### GMイネは「収量減」に他の試験研究を急ごう

GM作物に対する道独自の規制システムを構築するのは大事なことが、より重要なのは栽培の現場がどうなっているかを踏まえて、一人ひとりが判断することではないだろうか。

八月三十一日、札幌市羊が丘にある北農研のほ場で試験栽培したGMイネについての報告会が開かれた。

昨年栽培されたのは、「光合成を効率よくすることができるとの理由から、トウモロコシの光合成酵素「PEPC」

北農研によると、GMイネの稔実率が低かったために、十アール当たり収量は通常のキタアケが五百十五キロ(8.5俵)に対し、GMイネは四百六十一キロ、四百二十四キロ(7俵)とかなり下回った。また、GMイネの西側二メートルに植えたもち米で最大〇・〇三%の交雑があり、三・二メートル離れたところでも交雑を確認したが、予想の範囲内の数字(山口秀和・作物開発部長)という。

「なぜ収量が低かったのか?」  
「光合成能力を高める三つの酵素のうち、一つの活性を上げると収量が増え

### 税の豆知識



## 11月1日から17日までを「国を支える税を考える週間」に

国税庁では平成16年度から、これまでの「税を知る週間」を「税を考える週間」に改め、国民の税に対する関心と理解をいっそう深める週間としました。

本年度は「高齢社会を支える税」をテーマに税情報を提供するとともに、「消費税法の改正」、「国税電子申告・納税システム(e-Taxイータックス)」を中心にお知らせしていきます。国を支える税について、是非この機会に考えてみましょう。

### わが国経済社会の構造変化

今年6月、政府規制調査会の基礎問題小委員会は「わが国経済社会の構造変化の『実像』について」という報告書を発表しました。その報告書には「わが国は『人口減少社会』に報告し、今世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者という『超高齢化社会』を迎える」との予測が記されています。

こうした高齢化が進展すると、必然的に「社会保障の給付と負担」の増大が見込まれることとなります。これまでのように必要な公的サービスをこなすためには、その財源となる税の役割がますます重要になります。その税を、だれが、どの程度、どのよう

経済社会の構造変化に対応するため、私たちもまた、税の果たす役割を理解し、税のあり方について真剣に考えていく必要があります。

### 週間中の主な活動

- ① ホームページ、テレビ、ラジオ等による広報活動の推進
- ② 国税モニターや、地域社会の方々との意見交換や税に関する作文を募集し表彰するなど、を実施します。

このほか、「消費税法の改正になった部分」についての理解と協力を求めています。あなたは消費税の「事業者免税点」が3千万円から1千万円に引き下げられたのを知っていますか。消費税に関して課税事業者届出書の提出が済んでいない方は速やかに手続きをしましょう。また、課税事業者は日々の記帳を適切に行なうよう努めてください。

### ぜひご利用を!

e-Taxは、自宅やオフィスから国税の電子申告や納税ができるシステムです。ぜひご利用ください。

☆☆☆詳細は、最寄りの税務署か税務相談室へお尋ね下さい☆☆☆  
◆札幌国税局ホームページのアドレス  
http://www.sapporo.nta.go.jp



「GMイネの研究・栽培の中止を求める署名」を道に提出した市民団体の人々(2月13日、道庁で)

# “農と食” 北の大地から

連載第28回

## 遺伝子組み換え作物で 問われる「農と食」のいま (その4)

道内外に波紋を広げた長沼町の大規模農場によるGM大豆栽培問題は、新聞報道から四週間にして「計画の撤回」に至った。その一方で、研究機関などが行なう試験栽培の「実施条件」をめぐり、道の規制案が政治の力でねじ曲げられて大きく後退し、高橋道政の限界が露呈した。ここ一カ月のGM作物問題の深層を追いながら、北海道の「農と食」の明日を考える。

### GM大豆は経営的に不利 長沼の農家が計画撤回へ

長沼町の西南農場(宮井能雅代表)が来年からGM大豆の本格栽培を模索していた問題は十月二十七日、「栽培しても大豆交付金(後述)が出ない」などを理由に農場主が計画の撤回を表明し、四週間におよび混乱にひとまずピリオドを打った。わたしを含めて農業関係者の多くが「経営的には、現時点で栽培する利点は何もありません」と見ていただけに、この農場主の状況判断はしごく当然だったといえる。この「撤回表明」の八日前、生活クラブ生協や農民連盟、有機農協など十二団体の代表がJANAがぬま(内田和幸組合長)を訪れ、GM大豆の栽培計画をめぐって意見交換会を開いた。

JANAがぬまは二年前から、出荷された農産物から残留農薬を検出したときの回収措置を義務つけた「誓約書」の提出を組合員に求めてきたが、GM大豆の栽培計画が浮上したのを受けて、

①一般作物との交雑などの懸念が解消されない限り、組合員にGM作物の栽培を一切させない

②栽培した場合、その収穫物および全農産物の集荷を受け付けない

との「栽培規制方針」を決めた注…西南農場は組合員だが、生産物は農協に出荷していない。おそらく道内の一般農協では初めてとなる、先駆的な「GM作物拒否宣言」である。

「地元生産者の強い反対姿勢を支援したい。わたしたちと一緒に食と農の勉強会を開いてほしい」

(GM作物を開発した)モンサントが北

ルポライター  
滝川 康治



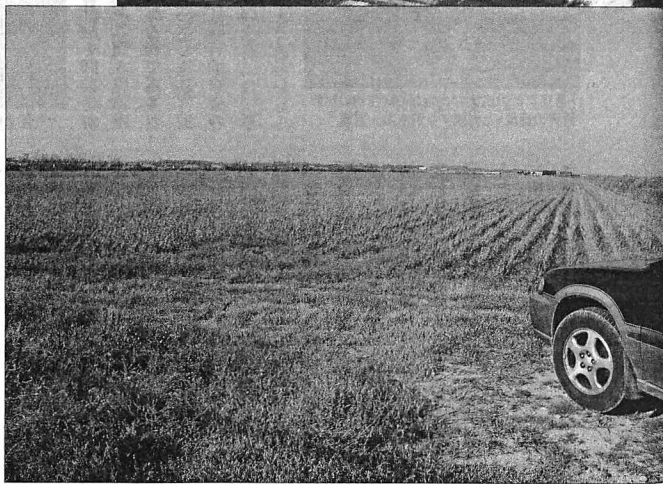
# 「政治力」に屈し 長沼のGM大豆 道の規制方針 計画は「撤回」へ

独自の規制方針を定めたJANAがぬまと「GM大豆の栽培中止」を要請する市民団体が初めて開いた意見交換会(10月19日)と、長沼町内の転作畑に広がる収穫を待つ大豆

海道にまでやってくるグローバルイズムに対抗するために、生産者と消費者が力を合わせ、作り手が分かるような関係を構築していききたい」

などとエールを送る人たちに、内田組合長は「地元で問題が起きて初めて取りくみ始めた。これを機会に謙虚に認識を深めたい」と応じた。

長沼町の農家は九百六十戸。かつて一面の水田地帯が広がっていたが、いまでは畑作物への転換率が六〇％に達し、



小麦と大豆が二大転作物だ。とりわけ大豆は日本一の栽培面積を誇り、昨年は約四万俵が生産された。

が、大豆価格は一万数千円/俵(交付金を含む)、反収は四俵前後だから、収益性の高い作物ではない。転作奨励金の支給があり、「国から八千円/俵の大豆交付金(黒大豆等を除く)が出て、やっと再生産できる」町農政課のが実態だ。

五％程度にすぎない国産大豆の自給率を上げるための「大豆交付金」は、全農

(道内はホクレン)などの集荷団体がまとめる販売計画を受けて支給される。全農などは、加工業者や消費者が敬遠し、一般大豆に混入する恐れのあるGM大豆は集荷しない方針だ。

したがって、いくら農家がGM大豆を栽培しても交付金は支給されない。GM開発企業などが買収し支えない限り、経営的なメリットは何もない。公金漬けで生きる悲しき日本農業のありようが、結果としてGM大豆の上陸を阻む——という

### 皮肉な結果を生んだ。 試験栽培の「条件」が後退 消えた「許可制」の提案

「長沼問題」が大きな波紋を広げていた十月十八日、GM作物の栽培試験に係わる実施条件に関する検討会(松井博和座長・委員11人)が開かれた。

先月号でわたしは、研究機関などが行なう栽培試験について、八月の第二回検討会で道が「知事による許可制」を提案した事実を紹介し、「栽培実験の流れ」も図で示した。その時点では、バイオ産業を推進してきた一部委員から「許可制は理解できない」と異論が出されたものの、道の提案を支持・容認する声が大勢を占めていた。

が、第三回検討会で道が示した「対応の考え方」は、それまでの議論の積み重ねを軽視した全く唐突なもので、栽培規制に対する姿勢が大きく後退した。具体的に紹介しよう。

前回までの「懸念」に盛り込まれた、「……消費者や生産者の理解が得られなければ、開放系での遺伝子組み換え作物の栽培を行なわせないと、基本認識のもとに、……実施条件を定める」

との基本原則は大きく変えられ、遺伝子組み換え技術は、将来的に有用



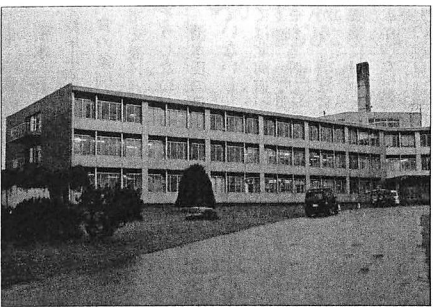
消費者より経済界に顔を向け「GM研究の推進」を唱える高橋知事

「趣旨」の基本認識は、最初から研究そのものを認めておらず、横暴なものの進め方としか思わない。誰だか(注：生産者や消費者のこと)の理解が得られなければ出来ないんだということは、わたしは納得できない」

「前向きに」GM作物の研究を進める意志の下で実施条件を検討しなければいけない。(評価委などのあり方は)アドバイザーのようなもので、内部委員会を設けるのは全く必要ない」

などと語気を荒らげ、いまは事実上凍結されている道立農業試験場でのGM研究についても、「来年度予算に盛りこんでほしい」と強く迫った。

清水氏は予特委員ではなく、当初の議会日程にも「実施条件案」に関する質問通告はなかった。「研究としての開放系でのGM作物の栽培は進めるべき。アグリバイオの研究開発の芽を摘むことはやめてほしい(道経済連合会)といった経済界などの意向を受ける形で急ぎよ、自民党



新たな施設も建設し、GM作物の試験研究を進める羊が丘の北海道農業研究センター

清水氏は予特委員ではなく、当初の議会日程にも「実施条件案」に関する質問通告はなかった。「研究としての開放系でのGM作物の栽培は進めるべき。アグリバイオの研究開発の芽を摘むことはやめてほしい(道経済連合会)といった経済界などの意向を受ける形で急ぎよ、自民党

道連を代表して幹事長みずから質問に立ったらしい。予特の質疑を境に「実施条件案」は急いで書き換えられ、検討会の委員に変更案が渡されたのは会議のわずか数日前。「消費者重視」は画に描いた餅、経済界や一部のバイオ推進団体などの顔色をうかがい、毅然としてGM規制に臨めない高橋道政の限界が露呈した。

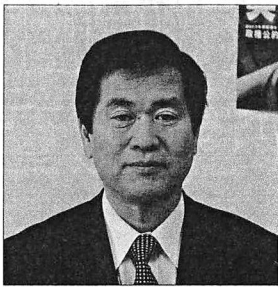
経済界などの意向に忠実な高橋は、知事は「バイオ産業振興のためにGMを含めた研究開発に取りくまなければならぬ」と10月25日の記者会見と強調し、GM開発に積極姿勢を見せる。「実施条件案」をめぐり、GM作物にきびしい麻田信二副知事や農政部の幹部を、知事や吉



試験栽培の「実施条件」をめぐり検討会で道の方針転換に疑問をぶつける生産・消費者委員(10月18日、札幌の第二水産ビルで)

「技術となる可能性があるもので、開放系での栽培試験については、消費者や生産者の理解を得ながら、交雑や混入が起こらない厳重な管理体制の下で促進していく」(傍線は筆者)

知事には許可の権限を持たせず、混入・交雑防止措置が不十分なときに「指示や指導ができる」との仕組みを提案。つまり、開放系での試験栽培は原則OK、知事は単に「指示・指導」するだけの立場へと監視体制を弱めたのである。



「苫東などの広大な土地はGM作物の試験研究の適地」と力説する清水誠一議員

「許可制」は採用を見送った。「研究機関などが適正な混入・交雑防止措置をとる」との前提に立ち、道に計画を届け出れば試験栽培ができるように急転換

「研究」の特別視は失策だ  
こうした道の対応の急転換に対し、生産・消費者委員からは、

「趣旨の書き方は議論全体の流れを反映していない」「促進」の言葉を入れるのは、条例本来の趣旨からそれる(石塚修北海道有機農研事務局長)

「GM作物が有益というが、道民の食べたくない」「作ることに不安」の声はどこで受け止めてもらえるのか。「一般栽培と試験栽培をどこで折り合いをつけるか」がこの議論の場、その主旨が違ってきた(大熊久美子・食の自給ネット事務局長)

「許可制」をめぐり法制面の斤内議論では「学問・研究の自由を損な」などを理由に採用を困難視する声はあった。八月の検討会に提案したが、実務レベルでは結論に至らず、道幹部の最終判断に持ち越された。九月後半の話である。

「GM技術開発に携わる研究者からも、今回「届出制」になっていて驚いた。道が責任をとってくれる「許可制」もおもしろいと思っていたが……(松村健・産業技術総合研究所北海道センターグループリーダー)と、唐突な方針転換に戸惑う意見

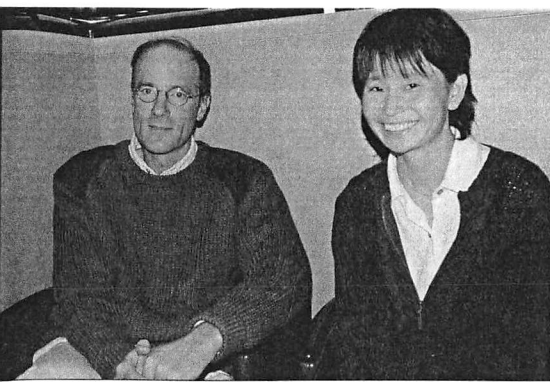
「許可制」をめぐり法制面の斤内議論では「学問・研究の自由を損な」などを理由に採用を困難視する声はあった。八月の検討会に提案したが、実務レベルでは結論に至らず、道幹部の最終判断に持ち越された。九月後半の話である。

「苦東での「試験」にも火種  
ねじ曲げられた「意見書」  
昨年十二月に道議会が全会一致で可決した、GM作物・食品に関する「意見書」にはこう書かれている。

「意見書」は「たまたまイネではないか。当時は、正直言って食品という視点でしか物事を捉えておらず、実験栽培はそれほど重視していなかった。」

「意見書」は「たまたまイネではないか。当時は、正直言って食品という視点でしか物事を捉えておらず、実験栽培はそれほど重視していなかった。」

「意見書」は「たまたまイネではないか。当時は、正直言って食品という視点でしか物事を捉えておらず、実験栽培はそれほど重視していなかった。」



「GM作物をやらなくても暮らせる農村社会を創ろう」と提案する、長沼町のエップ・レイモンド & 荒谷明子さん夫婦

れた箱のなかでやり、次に開放系でやる道内には遊休地や行政が所有する土地がたくさんある。次の段階では、産学官の連携のなかで、戦略的に開放系の(GM試験栽培の)ほ場を作るとか、視野を広げていける。たとえば苦東なんて広い、適地なんじゃないか。

——試験栽培の出口は、一般農家のほ場で栽培することになるのか？

清水 それをいま問うほうが間違っている。GM自体がまだまだ不明なところがあり、常にゴールがあつて研究してはいない。農産物イコール食品ではなく、北海道農業と研究とを切り離して考えるべきではないか。

——「食の条例」へのスタンスは？

清水 長沼のような問題が出たときに、「栽培中止を要請する」で終わりになる。「食の条例」から引つ張り抜いて、罰則規定を設けた新規の規制条例を作るべき。そうしないと一般栽培は止められない。

清水氏の見解は、意見書の一面しか見えていないし、「苦東で試験栽培を」に至っては北海道がGM企業の単なる試験場にされる呼び水にもなりかねない。残念ながら、消費者重視の姿勢や今後の北海道農業に対する見識は、あまり伝わってこなかった。ただし、「新規の規制条例を」との意見は共感できるし、道側も「食の条例」とセットで新たな規制条例の検討を始めた。今後の焦点は規制条例の中身であり、試験研究を神聖視せず「消費者重視の行政」をどう具体化できるか、が問われている。

## GM作物に未来はない 「競争」超えた農と食を

農業分野へのバイオテック利用が提唱されてから二十年ほどたつが、いまだ北海道農業の大きな柱にはなっていない。その一分野のGM開発に至っては、緒についたばかりの段階だ。推進側の人たちは「アメリカや中国などでGM作物の栽培面積が増大している」とよく言うが、肥

料や農業、機械、資材、人件費などすべてのコストが高く小規模経営の日本と、それらの国が競つても勝負はつきりしている。ここは、価格競争とは違う「農と食」の戦略で臨むしかない。

アメリカでGM作物の本格栽培が始まつてから八年、当初言われたほど取量は伸びず、長期的には農業使用量もそう変わらず、逆に除草剤に耐性をもつた雑草がはびこる…など、バラ色の農業とは裏腹の実態が明らかになりつつある。「食べたくない」という消費者の意識も根強く、将来性のある技術とは思えない。

モンサントなど化学企業が日本をターゲットにしているのは、「消費者のアレルギーを薄め、米国で生産したGM小麦を売り込む基盤をつくるため」との指摘もある。アメリカ型グローバルズの食料戦略の一つとしてGM作物が開発されてきた経緯を忘れてはならないだろう。

仲間と有機農産物などを栽培して八十軒の消費者会員に届けている、CSA(Community Supported Agriculture)の略、地域で支える農業の活動を続けてきた長沼町のエップ・レイモンドさん(1960年生まれ)。GM大豆で時の人になった宮井さんと考え方は正反対だが友人同士で、互いに議論を交わしてきた。GM作物をめぐる社会のあり方について、こう

言つて力をこめる。

「科学技術と経済の原理が社会を動かしてしまつと、もつと大規模な農業になり、農村社会がなくなつてしまふ。自分たちのような農業のやり方ならば、GMをやらなくても達成できる。いま、北海道に大事なものは、農家や消費者、研究者が一緒になつて、「どういふ農業を進め、それをどうサポートするのか」を考え、再生産できる農業技術を創つていくことです。「GM作物は社会にとって安全か？」を、もつと話し合いたい」

同感である。高橋道政が推進するスローフード運動や有機農業にしても、「GM作物・食品とは相容れない」ことが世界中の常識になつている。幸いなことに北海道ブランドの農畜産物の評価は高い。消費者の多くが敬遠する「遺伝子組み換え」を冠した技術開発を推進するのはなく、「安心」で良質、美味しいものを消費者に提供していくなかでしか、北海道農業に活路は見いだせない、と思う。

経済界は、各地の事例にもつと学び、北海道農業の応援団になるべく発想を転換してはどうか。道は、監視体制をゆるめずに規制条例の制定作業を進めるとともに、GM種子・食品のチェック、非GM家畜飼料への転換などの作業を急ぐべきだ。一人ひとりの道民もまた、「農業の島をどう創るか」を考えてほしい。

(11月3日現在)